

野田病院の訪問診療のご案内 (改訂2)

訪問診療（予定訪問）

寝たきり等で通院が困難な患者さんご自宅へ定期的に訪問して行われる診療のことです。在宅療養計画書を作成し、通常の診療時間内に訪問いたします。



訪問診療

日にちを決め、計画的（定期的）に行う診察



往診

緊急時など必要な時に行う診察。



（訪問診療は計画を立て訪問しますので、緊急時に駆けつける往診とは異なります。）

 医療法人社団真療会 野田病院

千葉県野田市中里 1554-1 ☎（代）04-7127-3200

□当院で訪問診療をお受け頂くことができる方は次のような方です。

- ・通院が困難な方
- ・自宅での療養を希望される方
- ・がん・末期・難病・重度障害者の方
- ・病院から退院した後のケアが必要な方

対応地域：

- ・北部・川間地区
- ・関宿地区（2024.4 現在）

※対応地域の詳細につきましてはお問い合わせ
ください。

□当院の訪問診療では次のような医療をお受け頂くことができます。

- ・定期的な医師による療（血圧測定や処方箋発行、注射など）
- ・血液検査、尿検査 ・在宅酸素療法 ・胃ろうの管理 ・点滴による治療等
- ・泌尿器カテーテルの管理

□当院の訪問診療をお受け頂くまでの流れ

電話を頂くか、家族の方が直接当病院に来院してください。または、担当のケアマネージャー、現在入院をしている病院の医療連携室を通じてご連絡ください。

野田病院 医療相談室 Tel 04-7127-3200



患者さまの情報を頂き、在宅医療コーディネーターと共に往診に伺います。患者さんを診察し、在宅療養計画をご相談させていただきます。当日連携訪問看護ステーションの看護師、担当ケアマネージャーなど同行することもあります。

調剤は院外処方になります。

※状況によりご本人様、ご家族様に担当医の外来受診をしていただくことがあります。

※今までのかかりつけ医や退院した病院の主治医からの紹介状(診療情報提供書)をお持ちであればスタッフにお渡しください。



在宅療養計画をご相談させて頂き、訪問診療が必要な場合は後日事務スタッフがご訪問させて頂き、訪問診療の説明をさせて頂き、同意書や保険証の確認等の事務的手続きをさせて頂き、初回の訪問診療の日取りなどをお伝えさせて頂きます。



□症状が悪化した時

時間外や平日の日中で医師の都合がつかない場合、緊急時の訪問（往診）をすることができません。病院を受診していただくか、救急要請していただくこととなります。その際は、「野田病院で訪問診療を受けている」ことを必ずお伝え下さい。また、症状等により、当院で対応できない場合は、他の医療機関を受診して頂くことがございます。あらかじめご了承ください。



□訪問診療の費用について

訪問診療は健康保険適用です。健康保険の自己負担が費用としてかかります。訪問診療にお伺いした回数や内容、介護保険の利用状況などにより金額は異なります。

例) 介護保険を利用して在宅サービスを受けており、月2回の訪問診療を利用している方で定期の処方をしている方の月額負担の例（1割負担の場合）



(2024.4 現在)

- 身体障害者医療費受給者証(3級～1級)・特定疾患医療費受給者証をお持ちの方、ならびに生活保護受給者の医療費は大半が公費でまかなわれますが、一部負担金が発生する場合があります。
- 調剤薬局の費用は含まれておりません。
- 介護保険利用者の方において、在宅療養に関して情報提供を行っております。
- 医師による診断書、意見書等は1部につき別途費用が発生します。
- お電話での薬の処方依頼であったり、医師にご相談の場合、電話再診となります。
- 費用の算定例は一例です。状況により上記以外に算定される項目もあり負担金が異なる場合があります。また厚生労働大臣が定める診療・介護報酬点数の改定、病院の届出る施設基準の変更等によって負担金は変動しますので予めご了承ください。



□訪問診療料のお支払

毎月末日に1ヶ月分の訪問診療料をまとめ、翌月中旬に請求書を郵送させていただきます。指定日までにお支払ください。お支払方法は「窓口支払い」、「口座引き落とし」になります。

- 入金確認後に領収書を発行いたします。領収書は再発行できませんので大切に保管してください。
- 口座引き落としには事務処理上、2ヶ月経過の後、開始されます。開始までの期間は「窓口支払い」になります。



□お薬について

訪問時に内服薬・外用薬等の処方を行っております。処方箋は訪問診療後病院に戻ってからの処方箋発行になります。処方箋はご希望によりご指定頂いた調剤薬局にFAXいたしますので、調剤をお受取ください。

また調剤薬局から薬剤師が訪問してご自宅でお薬を渡しながら説明することも可能ですので、ご相談ください。

※調剤薬局によっては対応が出来ない場合がございます。ご了承ください



□訪問看護・訪問リハビリ

患者さんの状況により訪問看護・訪問リハビリなどの医療的対応が必要と判断した場合、訪問診療とは別に訪問看護・訪問リハビリへの指示を行います。訪問診療とは異なりますので別契約となります。



□訪問診療のお休み・終了について

訪問診療はスケジュールで動いておりますので訪問診療のお休み・終了を希望する場合は速やかにご連絡ください。連絡がなく、ご自宅に訪問診療にお伺いしご不在または患者様側の都合でサービスを提供出来なかった場合には発生するであろう診察料及び交通費を合わせた金額を全額自己請求させて頂く場合があります。

ご連絡先：野田病院 04-7127-3200（24時間対応しております）

また、スケジュールを事前に決め訪問を行います。緊急での医療提供や医師都合、天気・天災等でお休みをお願いする場合があります。その場合は訪問日の調整をお願いする場合がございます。ご了承ください。

□提供する医療材料の廃棄について

在宅医療では多くの医療廃棄物が出ます。当病院では訪問診療の際に提供しました医療材料については回収を行っております。

□その他事項

- 患者さん側が正当な理由なく請求発生日より2ヶ月以上滞納した場合は、催促日より30日以上期間を定めて、請求金額をお支払頂けない場合、訪問診療を終了とさせていただきます。
- 入院及び外来から訪問診療に移行する場合、病院に支払うべき費用が完済されていることを条件としております。
- 患者さん側が法令違反又はサービス提供を阻害する行為（不信行為）により、訪問診療を継続することが困難になったと判断した場合は、30日以上期間を定めて、訪問診療を終了させていただきます。
- 病院都合により訪問診療が事業運営上、困難になり終了する場合がございます。
- 個人情報 は病院の規定に従い使用・管理を致します。
- 訪問診療に対して苦情等につきましては、双方で協議の上、対応します。
- 医療保険証、介護保険証の管理の都合上、コピーを保管させていただきます。